



みなさまのご意見を募集します

意見募集期間:令和7年1月22日(水)~2月21日(金)



意見募集の趣旨

現在、静岡市では、「保健福祉センターの再編及びこども家庭センターの機能強化」について検討しています。具体的には、

- 市内に9箇所ある保健福祉センターを3箇所(葵区は城東、駿河区は南部、清水区は清水)にし、保健福祉センターの事業(各種健診、健康相談、各種教室等)を継続します。
- 効果的な健康・保健事業を展開するため、保健福祉センターに配置している職員(保健師・栄養士・事務職など)を各区役所に集約して、新しい組織を設置します。
- 集約した新しい組織は「こども家庭センター」*と横並びで配置し、保健師が「こども家庭センター」の母子保健機能の役割も担うことで、母子保健と児童福祉の支援の切れ目を解消します。

*全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を行う組織

再編に関する Q & A



Q.いつからこの体制になるの？

A.令和8年4月からの新体制開始を目指していますが、開始時期がズレ込む可能性もあります。

Q. 母子健康手帳はどこに行けば発行してもらえるの？

A. 母子健康手帳は、各区役所に設置する「こども家庭センター」と清水福祉事務所蒲原出張所で発行します。保健師等の専門職が対応しますので、妊娠期の過ごし方、出産や育児のこと、ご心配なことなど、お気軽にご相談ください。

Q. 健康に関する相談をしたいときはどこに行けばいいの？

A.各区役所、3箇所の保健福祉センター(城東・南部・清水)と代替施設*で継続してお受けします。



Q. 1歳6か月児健診、3歳児健診はどこに行けばいいの？

A.3箇所の保健福祉センター(城東・南部・清水)で実施します。(駐車場あり)実施日を増やすため、指定日に受診できない場合は変更も可能です。

Q. 区役所に職員を集約することで離れた地域の方は相談しにくくなるのでは？

A. 訪問支援や出張型の健康教育等、地域に向く活動を強化します。今後も継続して地区担当保健師が住民の方々の健康を支援します。

Q. 保健福祉センターに提出していた福祉等の申請はどうなるの？

A.3箇所の保健福祉センター(城東・南部・清水)と代替施設*にて引き続き申請を受け付けます。
◎申請できる種類は調整中



*代替施設:使用しなくなる保健福祉センターの近隣の生涯学習センターなど

対象者

静岡市内に在住または通勤・通学する方や、市内の法人、団体など、どなたでも提出できます。

提出方法

申込フォーム、意見書を郵送か FAX、直接、健康づくり推進課(静岡庁舎 12 階)に持参 [1/22(水)~2/21(金)必着]
※案と意見書は同課、各市区政情報コーナー、各保健福祉センター・市 HP にあります。URL:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7463/s012320.html>